

金融労働者のたたかい

福井信金は2名の労働者を職場に戻せ 公益通報者の解雇を許すな 最高裁へ要請行動

武生信用金庫（現福井信用金庫）による公益通報者不当解雇を許さない

旧武生信用金庫（2016年2月に福井信用金庫と合併し現在は福井信用金庫）で、金庫経営者の不正融資を明らかにして、内部告発を行った労働者2名が懲戒解雇されています。

旧武生信用金庫では歴代理事長による巨額の不正融資が地元の雑誌で繰り返し報道されました。この問題について武生信用金庫職員組合は上部団体の金融労連（全国金融労働組合連合会）等と「顧客や労働者の不安や質問に、きちんとした情報を提供し誠意ある対応をすべき」と金庫に実態の解明を求めました。

しかし、金庫は事実関係を明らかにせず疑惑を報じた雑誌を告訴もせず、不正融資や重大な法令違反の疑念を強く抱かせました。信金経営者が真相究明に背を向ける態度に終始したため、企業内部の不正を明らかにし社会的に告発を行う「公益通報」を目的に職員が調査を行いました。その中で、不正融資の事実が明らかになる資料が確認されました。これに対して金庫経営者は役員間のメールにアクセスした職員2名を「不正にアクセスした」として懲戒解雇としてきました。

この解雇を不当として、2名の労働者は2014年1月、福井地裁武生支部に提訴して闘ってきました。問題は社会的に関心を集め国会でも取り上げられました。2015年4月と5月、参議院の財政金融委員会で大門実紀史議員がこの問題を取り上げました。大門議員はこの時の質疑で、北陸財務局が武生信金に検査に入り不正融資の実態

を把握していたこと、にもかかわらず問題をあいまいに処理しようとしたことなどを明らかにしています。また、不正融資について武生信金の職員が財務局に通報したのに財務局は動かなかった点をも追及しました。これに対して金融庁の森監督局長（当時）は「不正融資問題の通報が北陸財務局に確認を行っているが、そのことを記憶している職員はいなくなっていて、当時の書類は保存期間が過ぎて処分されている」と説明。しかし、それだけでは「通報がなかったと判断することは出来ない」と非常にあいまいな回答をしています。

大門議員は財務局と当時の武生信金経営者とのやり取りを具体的に上げて質問しています。この大門議員と金融庁の質疑からは、財務局の金融検査や指導において財務局と金融機関経営者とのなれ合いや癒着があるのではないかとこの疑念が浮かんできます。

不正融資を糾そうとしたことへの報復解雇

結果として信金職員はより明確に事実を明らかにするために自分たちで調査を行いました。その調査活動を理由として金庫経営者は2名の職員を懲戒解雇とし、さらに刑事告発まで行いました。懲戒解雇、刑事告発は違法な融資を明らかにし金庫経営を正そうとした労働者への報復処分であることは明白です。当然のことですが、刑事告発については検察が不起訴処分としています。それにもかかわらず懲戒解雇の有効性を争った裁判では1審の福井地裁（2016年3月30日）、2審の名古屋高裁金沢支部（同年9月14日）で労

働者側の解雇無効の訴えが全面棄却され、懲戒解雇を有効としました。2名の原告は最高裁に上告して闘っています。

この1審、2審判決は今日の経済社会の中で公益通報制度が果たすべき重要な機能を理解しない判決です。この間、企業内部での違法・不法な活動が重大な社会問題に発展し、著名な巨大企業でさえ深刻な経営危機となる事件が相次ぎました。企業内部の違法・不法な活動を企業内部から告発し是正することの重要性が社会的に確認され、公益通報が十分に機能することを目指す取り組みが進んでいます。

公益通報を機能させるため 情報収集・調査活動の保護は不可欠

昨年12月15日には消費者庁に設置された「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」が制度の見直しについて報告書を公表しています。報告書では公益通報を行った者に対して解雇など報復処分が行われることをいかに防止するかが中心論点の一つになっています。そこでは、公益通報者をいかに保護するかとあわせて、不正の事実を明らかにするための調査活動や内部資料の収集についても、そうした活動を保護する必要性が指摘されています。日弁連（日本弁護士連合会）は、この報告書について「通報内容を裏付ける資料の収集・持出行為について通報者を保護する方向で検討する」としているなど7点にわたり積極的に評価しています。

公益通報制度が機能するためには企業内部の違法行為を証明するために内部情報を調査・収集することが必要不可欠な場合があり、その調査活動に際して規則や法令に違反する場合があってもそれを免責する要件、違法性阻却要件の緩和・拡大が必要であることが指摘されています。1審、2審の判決はこうした社会的要請を全く理解していない判決といわざるを得ません。

昨年（2016年）9月14日の高裁判決後に行われた報告集会で武生信金職組の林委員長は「司法の判断は一体どうなっているのか怒り心頭だ。支援して支えていただいている皆さんのためにも最後までがんばる」と決意を表明。

金融労連も「原告は、最高裁に上告し、司法

の場でも最後まで争う決意です。金融労連としても『公益通報を極めて限定的に解釈し、事実上労働者の内部告発を認めない』ような不当判決の実態を社会に広く知らせ、『経営者の不正融資を免罪する』関係官庁・業界団体のあり方を運動面から徹底的に問題にしていく」方針を明らかにしています。（「金融労連」No240）

昨年（2016年）11月11日に行われた全国金融共闘の金融庁要請行動でも要請団は「そもそも北陸財務局が明らかな不正融資を十数年も見逃してきたこと」が問題だと追及。「地元経済誌にその不正融資疑惑が掲載され、顧客からの問い合わせに職員は説明も出来ず、労働組合が団体交渉で経営者に不正融資を明らかにするように何度も糾したが、明らかにしなかった。さらに財務局に要請しても放置された結果、やむ得ず経営者のメールにアクセスして、実態が明らかになった流れがある」と財務局の対応の問題点をあわせて解雇の不当性を指摘（機関紙「金融労連」No244）。監督当局として解決へ向けての責任ある対応を求めました。

金融労連は1月28日・29日に開催した第11回中央委員会でも「武生信金争議の早期解決を求める決議」を採択し、最高裁への要請行動に取り組み、2名の職場復帰を目指すたたかいを強めています。（決議は別掲）